

# 愛媛県障害者虐待防止対応マニュアル

令和2年3月

## 目 次

### I 障害者虐待の防止と対応

1	障害者虐待とは	1
(1)	用語の定義	1
(2)	虐待の内容	2
(3)	虐待の例	3
(4)	障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲	4
2	障害者虐待の防止に向けたポイント	6
(1)	障害者虐待防止と対応のポイント	6
(2)	障害者虐待の判断に当たってのポイント	6
3	障害者虐待の防止等に関する各主体の責務等	7
(1)	国及び地方公共団体の責務	7
(2)	国民の責務	7
(3)	保健・医療・福祉等関係者の責務	7
4	市町及び県の役割と責務	8
(1)	市町の役割と責務	8
(2)	県の役割と責務	10
5	障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）	11

### II 養護者による障害者虐待の防止と対応

1	障害者虐待の防止に向けた取組み	13
(1)	障害者虐待に関する知識・理解の啓発	13
(2)	虐待防止ネットワークの構築	13
(3)	養護者支援による虐待の防止	14
2	障害者虐待の早期発見に向けた取組み	14
(1)	通報義務の周知	14
(2)	早期発見に向けて	15
3	養護者による障害者虐待が発生した場合の対応	18
(1)	相談、通報及び届出の受理	18
(2)	コアメンバーによる対応方針の協議	22

(3) 事実確認、訪問調査	26
(4) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定	30
(5) 立入調査	40
(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	46
(7) その他の障害者支援	49
(8) 養護者（家族等）への支援	52
(9) 成年後見制度等の活用	54
(10) モニタリング・虐待対応の終結	57
4 財産上の不当取引による被害の防止	58
(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介	58
(2) 成年後見制度の活用	58
5 養護者による障害者虐待の事例	58

### Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の防止に向けた取組み	61
(1) 障害者福祉施設等の設置者等の義務	61
(2) 障害者福祉施設等における虐待防止の具体的な取り組み	61
(3) 指導監査等による確認	64
(4) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施	64
2 相談・通報・届出への対応	66
(1) 通報等の受付	66
(2) 市町による事実の確認	68
(3) 市町から県への報告	72
(4) 県による事実の確認	75
(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	75
(6) 特定非営利活動促進法の規定による権限の行使	75
(7) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例	82
(8) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	83
(9) 障害者虐待に係る月例報告	83
3 身体拘束に対する考え方	85
(1) 基本的考え方	85
(2) 身体拘束とは	85
(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	85
(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用	87

4 行動障害を有する者に対する支援の質の向上	88
(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性	88
(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施	89

#### IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の防止に向けた取組み	91
(1) 労働関連法規の遵守	91
(2) 労働者への研修の実施	91
(3) 苦情処理体制の構築	91
2 相談・通報・届出への対応	91
(1) 通報等の受付	91
(2) 市町・県による事実確認等	96
(3) 市町から県への通知	97
(4) 県から愛媛労働局への報告	97
(5) 愛媛労働局による対応	105
(6) 県等による障害者支援	105
(7) 使用者による障害者虐待の状況の公表	105

#### V 参考資料

○虐待通報・相談窓口	107
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	108
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令	120
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則	122
○障害者福祉施設等における、職員倫理綱領の参考例（県内法人より提供）	127
○障害者福祉施設等における、虐待防止対応マニュアル参考例（県内法人より提供）	132
○身体拘束を行う際の規定の参考例（県内法人より提供（一部修正））	163
○演習（グループワーク）用資料	168